

# 山梨県公報

第二千七十号

平成二十二年

八月三十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

土地収用事業の認定……………五〇七

### 公告

甲府都市計画道路事業の施行について(三件)……………五〇八

韮崎市計画道路事業の施行について……………五〇九

峡東都市計画道路事業の施行について(二件)……………五〇九

## 告示

### 山梨県告示第二千七百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十二年八月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 起業者の名称

社会福祉法人寿真会

#### 二 事業の種類

らくえん倶楽部駐車場整備事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 中央市極楽寺字横田地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

らくえん倶楽部駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

社会福祉法人寿真会(以下「起業者」という。)は、平成十六年七月に設立が認可され、平成十七年十月に特別養護老人ホーム「らくえん」の開設以来、「地域密着型特別養護老人ホームらくえん倶楽部」及び「グループホームらくえん倶楽部」を開設してきた実績がある。

また、本件事業計画については、既に理事会の承認を受け、必要な予算措置を講じていることから、起業者は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

#### 3 法第二十条第三号要件

##### (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、起業者が倉庫を建設することに伴って、既存駐車場の一部が失われること等から、新たに用地取得を行い駐車場の整備を行うとともに、入所者の生きがいづくりの一環として、併せて花壇等を整備するものである。

起業者は、平成二十年六月にらくえん倶楽部を開設し、地域密着型介護老人福祉施設として事業を行ってきた。こうした中、入所者から、住み慣れた畳での生活をしたいとの多くの声が聞かれるようになったことから、入所者の希望に応じた部屋とすることができるよう畳やベッドの保管等のため、倉庫を設置することとした。

また、地域密着型施設は、地域と密着、連携して一体となった開かれた施設として運営することが求められており、従来からボランティアを受け入れ、入所者との交流を図ってきた。しかしながら、駐車場等の問題から、限られた事業の実施となっていたことから、今回、新たに駐車スペースを確保することとしたものである。

本件事業が完成すると、必要な駐車スペースの確保が図られるとともに、入所者の健康づくりや生きがいづくりにつながるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

##### (二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動等が考えられるが、建設工事中は、騒音、振動等の発生をできるだけ抑ええるため、低騒音重機を使用するとともに、地元区とも協議を行う中で工事を実施することとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、既存の介護老人福祉施設との連携、利用者の安全性、造成工事等の経済性を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)のとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在の駐車場は、必要となる倉庫の設置に伴って、その一部が使用できなくなり、駐車場が不足する状況となる。

また、入居者の生きがいづくり等を図る各種事業の開催に当たって、新たな駐車場を必要としている。

なお、当該駐車場は、非常時の避難場所としても活用することとしている。

これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、施設利用者、職員数及び事業計画を考慮し必要な面積を算定したものである。

また、起業地の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるので、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
中央市高齢介護課

公 告

● 甲府都市計画道路事業の施行について  
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十二年八月三十日

一 都市計画の種類及び名称  
山梨県知事 横 内 正 明

二 甲府都市計画道路事業三・四・一〇号 高畑町昇仙峡線  
施行者の名称  
山梨県

三 事務所の所在地  
山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在  
山梨県甲府市千塚三丁目、千塚四丁目及び千塚五丁目地内

収用の部分  
なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について  
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十二年八月三十日

一 都市計画の種類及び名称  
山梨県知事 横 内 正 明

二 甲府都市計画道路事業三・三・二号 塩部町開国橋線  
施行者の名称  
山梨県

三 事務所の所在地  
山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在  
山梨県甲府市塩部二丁目及び塩部三丁目地内

収用の部分  
なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について  
 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十二年八月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類及び名称  
 甲府都市計画道路事業三・四・三号 相生二丁目飯喰線 及び三・四・一―号 田富町敷島線
  - 二 施行者の名称  
 山梨県
  - 三 事務所所在地  
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
  - 四 事業地の所在  
 取用の部分 山梨県中巨摩郡昭和町大字飯喰字中河原、字水上、字道下、字出間西及び字村西、並びに大字築地新居字大神地内  
 使用の部分 なし

● 韮崎都市計画道路事業の施行について  
 韮崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規程により、次のとおり告示する。  
 平成二十二年八月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類及び名称  
 韮崎都市計画道路事業三・四・一号 滝坂下今井線
  - 二 施行者の名称  
 山梨県
  - 三 事務所所在地  
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
  - 四 事業地の所在  
 取用の部分 山梨県甲斐市大字龍地字大滝地内  
 使用の部分 なし

● 峡東都市計画道路事業の施行について  
 峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六

十六条の規程により、次のとおり告示する。  
 平成二十二年八月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類及び名称  
 峡東都市計画道路事業三・五・一号 塩の山西広門田線
  - 二 施行者の名称  
 山梨県
  - 三 事務所所在地  
 山梨県甲州市塩山上塩後二二三九番の一 峡東建設事務所
  - 四 事業地の所在  
 取用の部分 山梨県甲州市大字塩山上於曾字塩山、字塩山前及び字四反田地内  
 使用の部分 なし

● 峡東都市計画道路事業の施行について  
 峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規程により、次のとおり告示する。  
 平成二十二年八月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類及び名称  
 峡東都市計画道路事業三・四・二号 上於曾駅前赤尾線
  - 二 施行者の名称  
 山梨県
  - 三 事務所所在地  
 山梨県甲州市塩山上塩後二二三九番の一 峡東建設事務所
  - 四 事業地の所在  
 取用の部分 山梨県甲州市大字塩山上於曾字浄土寺及び字神ノ木並びに大字塩山赤尾字境田及び字渋沢地内  
 使用の部分 なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番